特定計量器（はかり）定期検査のお知らせ

取引や証明に使用する「はかり」は、計量法により２年に１度定期検査を受けることが義務づけられています。
稲美町内のはかりは、次の日程で定期検査が実施されることになりました。

定期検査
■日　　程　平成27年２月９日(月)、10日(火)、12日(木)
■場　　所　店舗・事業所などへ訪問して検査を実施します
■実施機関　一般社団法人兵庫県計量協会
■事前調査　平成24年度に検査を受検した人には、計量器の種類や数量について調査票を送付しますので、11月20日（木）までに報告をお願いします。
また、新たに受検を希望される人は、産業課商工労働係まで連絡してください。

※トラックスケール等の大型はかりは、定期検査日とは別の期日を個々の受検者に通知したうえで検査を実施します。

問合先　産業課商工労働係　☎492−9141
一般社団法人兵庫県計量協会
☎078−361−8070

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。
平成26年１月１日から９月30日までの間に国民年金保険料を納付された人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されます。
また、10月１日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人は、平成27年２月上旬に送付されます。
なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除の対象になりますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

問合先
○控除証明書専用ダイヤル
（平成26年11月4日～平成27年3月16日）
0570-058-555（ナビダイヤル）
03-6700-1144（050 または 070 から始まる電話（PHS）でかける場合）
○加古川年金事務所　079-427-4740

５校区まちづくり活動報告会を開催します！

町内５つの小学校区に、それぞれ「まちづくり委員会」があり、地域の活性化を推進するため、各校区の特色を活かしたさまざまな活動を行っています。
住民のみなさんに各まちづくり委員会の活動を広く知っていただくため、活動報告会を開催いたします。どなたでも参加していただけますので、お気軽にお越しください。

【と　き】　11月29日（土）10:00～11:30
【ところ】　いきがい創造センター　２階
多目的ホール
【内　容】　５校区まちづくり委員会の活動紹介
【参加費】　無料（申込み不要）
【問合先】　生涯学習課　☎492-2340

『NPO法人研修会』参加者募集

町内のNPO法人等の地域活動を支援するため、研修会を開催します。
NPO法人以外の人も、住民協働に関心のある人はどなたでも参加していただけます。
参加を希望する人は、第1回開催日の前日11月11日(火)までに、電話かFAXで生涯学習課まで申し込んでください。

開催日	開催時間	内容	講師
11月12日(水)	13:30～15:00	組織力アップⅠ（企画力･広報力の向上）	NPO法人シミンズシーズ
11月19日(水)		組織力アップⅡ（後継者･人材育成のために）	
11月28日(金)		NPOに求められる社会的役割（地域活動への行政参加型の協働）	兵庫大学 社会福祉学科 教授 田端　和彦（かずひこ）氏

と こ ろ　いなみ文化の森　ふれあい交流館　研修室１
申込・問合先　生涯学習課　☎ 492-2340
FAX 492-7878

広告

☆☆☆ 稲美町でも続々と始まっています。 遊休地利活用の切り札！ ☆☆☆
あなたも太陽光発電所のオーナーになりませんか。

◆２０年間安定収入が見込めます。（年利 10%超の予想利回り）
太陽光発電からの電力（10kW 以上）は、「産業用」として再生可能エネルギーの固定価格買取制度が適用され、全量を売電することができます。　※農地（除外地）も自用に限り転用可能です。
◆２０年間固定で 34. 56 円/kWh（税込 26 年度買取価格）

お問合せは　低圧型太陽光発電の町内コンサル実績 No１
☎079-492-3424
中嶋パートナーズ
代表 行政書士 中嶋 修市

児童手当現況届の提出について

現在、児童手当を受給されている人に「児童手当現況届」を郵送しています。提出は６月末日までとなっていましたが、届出がまだの人は至急提出してください。未提出の場合は、６月分以降の児童手当の支払いができませんので、ご注意ください。

問合先　地域福祉課
児童福祉係
☎492-9136

「臨時給付金」の申請はお済みですか

４月の消費税率引き上げによる負担を緩和するため、次の人には、**10,000円**の給付金が支給されます。

①**【臨時福祉給付金】**
平成26年度市町村民税（均等割）が課税されていない人
※市町村民税が課税されている人の扶養親族等および生活保護受給者は除く。
※基礎年金などの受給者は5,000円が加算され、15,000円

②**【子育て世帯臨時特例給付金】**
平成26年１月分の児童手当を受けている人
※所得が所得制限額以上の人、臨時福祉給付金や生活保護を受けている児童は除きます。

この給付金を受け取るには、申請が必要です。申請受付期限の平成27年１月５日までに手続きをお願いします。

【問合先】　地域福祉課給付金担当　☎492-9290（専用ダイヤル）

稲美町住宅リフォーム補助制度の追加受け付けを行っています

町内の消費活動や地域経済の活性化、住環境の向上を目指して、町民が町内の施工業者を利用して住宅の改修工事を行う場合に、費用の一部を補助するものです。

◆補助対象　町内に引き続き1年以上住民登録のある人が、自分が町内に所有し居住している住宅を、町内施工業者の施工により修繕・模様替え・設備改善などを行うもので、工事費（消費税抜き）が20万円以上のもの
◆補助金額　補助対象工事費（消費税抜き）の10分の１で上限は10万円
◆留意事項
・申請時にすでに着工している工事は対象になりません。
・町の他の補助を重複して受けることはできません（耐震補助は重複可）。
・町税を滞納している人は補助を受けられません。
・工事完成・代金支払後、平成27年3月31日までに完了報告の提出が必要です。
・住宅リフォーム助成は、１人１回、１住宅１回限りです。
※申請手続き等、詳しくはお問合わせください。

◆問 合 先　産業課商工労働係　☎４９２－９１４１

広告

平成27年1月1日　相続税及び贈与税の税制改正施行！
相続・贈与・土地利活用のことなら

地域に愛されて60年！
確かな信頼、豊かな実績で完全サポートします！
検索 中嶋パートナーズ　代表 行政書士 中嶋 修市

☎079-492-3424　国岡３丁目 6-12（ＪＡ天満 斜め前）